

水戸市立緑岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定
令和5年5月一部改訂

はじめに

いじめが要因と思われる児童生徒の自殺が報道されるたびに、本校からこうした悲惨な事故が起きないように、また、いじめのない明るく活力ある学校づくりのために、全職員が、保護者、地域社会、関係機関と密接に連携して、被害者の立場に立ち、いじめの未然防止と解消に向けた適切な対応をすることが不可欠である。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。平成25年、「いじめ防止対策推進法」が成立、施行されたことに鑑み、本校でも「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、早期発見・早期対応、いじめへの適切な措置について、全力で取り組んでいくことをここに宣言する。そして、担任をはじめとする全職員が「いじめはどの学校でも起こり得る」「いじめを許さない」という危機意識と強い自覚をもち、学校内外の指導体制を十分に生かし、いじめの未然防止と解消に向けて取り組んでいく。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知は、学校内外を問わない。）

※「一定の人間関係のある者」とは

同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは

＜心理的な影響を与える行為＞

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる。

＜物理的な影響を与える行為＞

- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

求められる責務

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。（法第8条より）

（保護者の責務）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。（法第9条より）

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものと言える。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視、陰口）について、小学校4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかったのは1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害と加害を経験している。

さらに、いじめの構造として、直接的な加害者と被害者だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意する必要がある。

こうした中で、集団全体にいじめを許さない雰囲気を形成することや、傍観者や観衆と考えられる者を、いじめを許さない立場へと導いていく日頃の関わりや指導が重要である。

3 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての教育活動全体で、人権尊重の教育を基盤として、日頃から心の通う対人関係を構築するなどいじめを生まない土壌をつくる必要がある。「いじめは、決して許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度を育成していく必要がある。

(2) いじめの早期発見・早期対応

すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、遊びやふざけを装って行われるなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わることが求められる。このため、学校では、教師が高いアンテナと注意力を保ち、細心の観察、アンケート調査、教育相談等によりいじめの実態把握に努めなければならない。

(3) いじめに対する措置

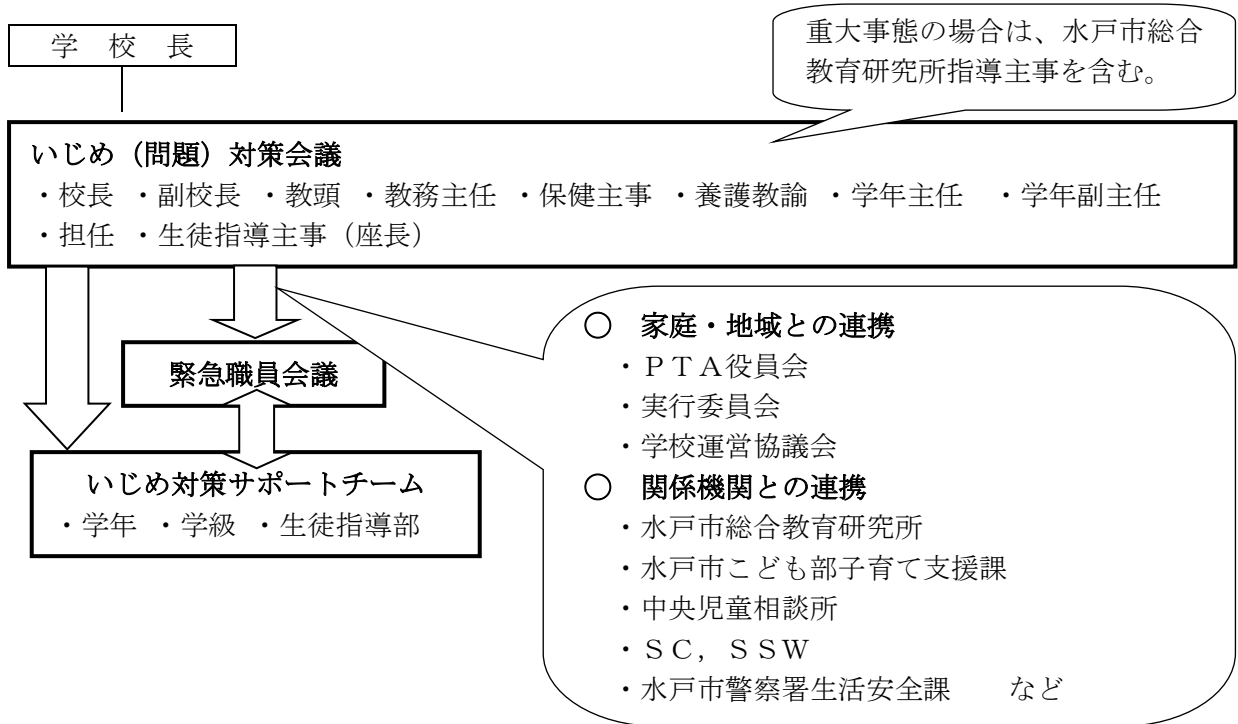
いじめを発見した場合、また、いじめの兆候をとらえた場合には、「いじめを受けた児童を守り通す」とともに、いじめを行った児童に対して、その人格の成長を旨として教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導することが必要である。そのために、全教職員の共通理解のもと、保護者、関係機関等と連携していじめの解消に取り組まなければならない。

4 いじめ防止等への対応

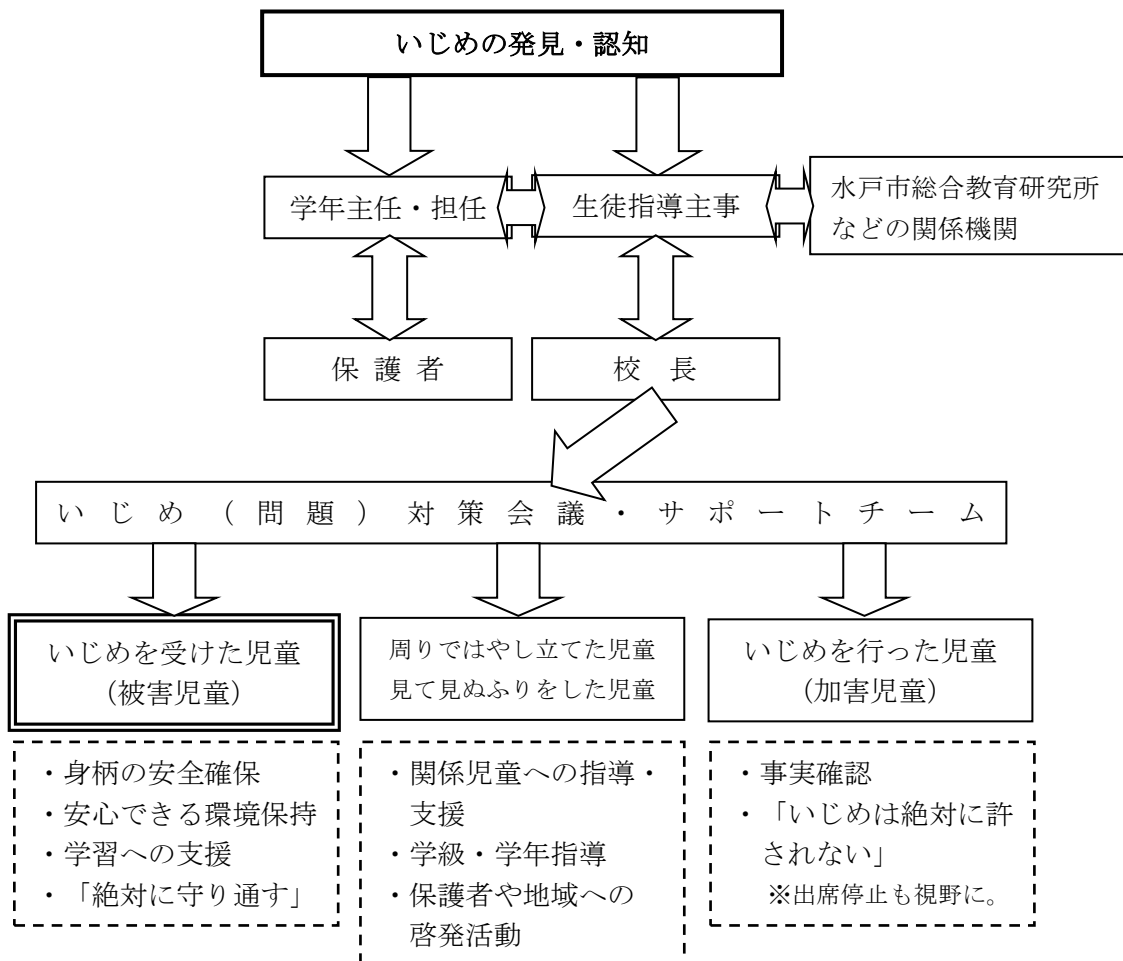
	主な内容	具体的な対応
いじめの防止	<いじめ防止のための基盤づくり> ○学級経営の充実 ○分かりやすい授業づくり、 集団づくり ○道徳教育の充実	・学び合い（分かる授業の充実） ・児童一人一人の考えを生かし、互いの良さを尊重（居場所づくり、絆づくり） ・ふれあいプランの推進（あいさつ運動） ・構成的グループエンカウンターを生かした学級活動やアサーショントレーニング ・緑岡小「よい子の一日」の徹底 ・学級スローガンの決定と発表 ・総研からの「心のケアが大事です」、「すべては子供たちの笑顔のために」「いじめチェックリスト」

	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の教育の充実 ○教育相談の充実 ○情報モラル教育の推進 ○学校評価における「いじめ問題」の評価と改善 	<p>の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副読本「まごころ」の活用、道徳の時間の充実 ・「いじめゼロフォーラム」の開催 ・人権教育教材の活用 ・教育相談強化月間 ・スクールカウンセラーの活用 ・学習の約束の徹底 ・インターネット活用のモラルやスキルの指導（家庭教育講演会等） ・いじめ問題に関する評価書の作成
いじめの早期発見・早期対応	<p><いじめを見抜くために></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の気持ちに寄り添ったきめ細かな観察 ○学校・保護者・地域との連携 ○教育相談体制の整備 ○教職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人、グループ、学級全体に目を配り、いじめやトラブルの兆候の早期発見 ・始業前、健康観察時の注意深い観察 ・「校内アンケート（友達関係アンケート）」の活用 ・孤立児、周辺児の把握と支援 ・ふれあいプランによる保護者・地域との連携 ・声かけ、あいさつ運動の推進 ・「ニコニコポスト」の活用 ・スクールカウンセラーによる教育相談、・校内教育相談の充実（6、11月、教育相談強化月間） ・オンライン相談窓口、令和5年7月開設。 ・「いじめチェックリスト」による日常的観察の充実 ・「生徒指導ハンドブック」の活用 ・「教員ハンドブック」の活用
いじめへの措置	<ul style="list-style-type: none"> ○校内体制の整備と周知徹底 ○いじめられた児童の安全確保 ○いじめ対策会議の緊急招集と検討 ○事実確認と迅速な対応 ○校内教職員の共通理解、検証 ○保護者、関係機関への情報提供と連携 ○いじめた側、傍観者、観衆等への指導の充実 ○重大事態への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺、傷害、器物破損、精神疾患等 ・不登校、長期欠席（30日以上、長期な連続欠席） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後述の「対応の流れ」に沿った適切・迅速な対応 ・緊急職員会議の招集により、職員の役割分担の確認 ・双方からの正確な事実確認 ・保護者への説明と支援 ・関係機関との連携（総研、児童相談所、水戸市子ども課、警察等） ・市教委（総研）への連絡 ・いじめ問題対策会議の招集と方針決定 ・聞き取り、アンケート調査等による事実確認 ・市教委との迅速な連携 ・保護者会の開催と説明、対応の確認 ・マスコミ対応の確認

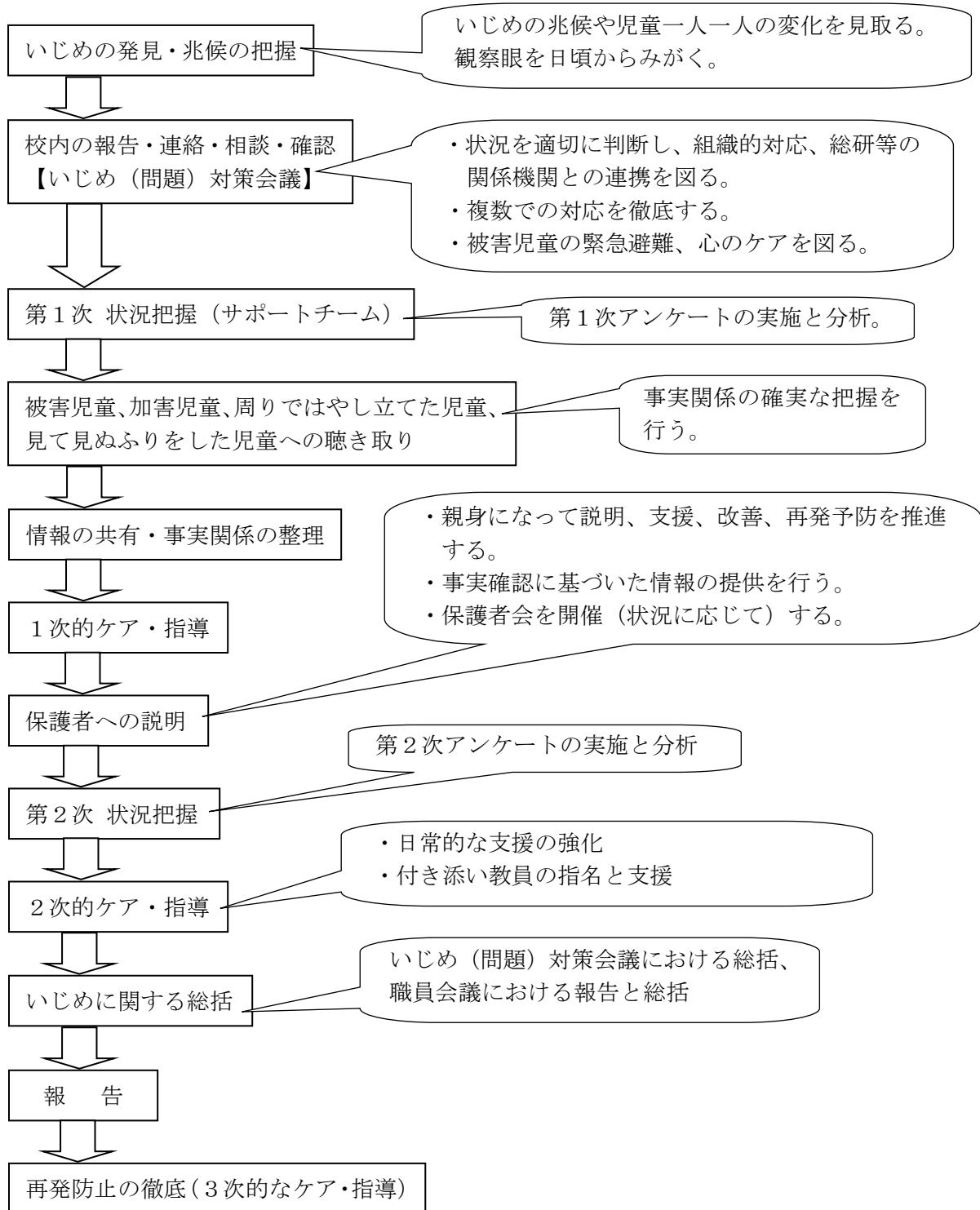
5 いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ防止対策推進法 第22条による）



<いじめが発生したら>



6 いじめへの措置（対応の流れ）



7 いじめ未然防止に向けた施策

（1）全職員で取り組むいじめの未然防止

いつでも、どこでも、報告→連絡→相談→確認→共通理解の上で事後の観察という流れを、教職員間の信頼関係の下によどみなく進められる環境を創り、発展させる。

（2）分かりやすい授業による自己有用感の涵養

学校の教育活動は、朝の会や帰りの会、中休みや昼休み、清掃などの時間にも粛々と進められるものであるが、何より児童が多く時間を過ごすのは「授業」時である。その時間内に『何を勉強しているかわからない…』と感じる児童をでき得る限り少なくすること。そして、1時間内

に一場面でも、『わかった!』『自分の考えや思いを言えた!』『友達や先生が認めてくれた!』『課題ができて嬉しい!』『〇〇って不思議だな…こんなことを知ることができて良かった!』と思える機会を全ての児童に保障すること。これらを通して一人一人の児童の自己有用感を高めることが大切である。「分かりやすい授業」が保障できているかどうかについて、学年会で児童のノートを持ち寄り、「身に付けたい力」は達成できたか、手立ては有効だったか、学年スタッフの共働による授業づくりができたかなどについて、学年会要項に記録を残すようにする。

(3) 小さなサインを見逃さない指導

いじめやトラブルを感じたり、発見したりできるように、小さな変化や兆候に気を配り観察を怠らない。

- ①教室に入ったら、普段と異なる雰囲気、児童の顔色や態度を感じ取る。
- ②朝の健康観察（フルネーム呼名）を欠かさず行い、異変があれば声をかけたり相談を進めたりする。
- ③児童の机やイス、ロッカーの乱れがないかどうかを確認する。
- ④教科書やノートに落書きがないかどうか、授業中に観察したり、提出の際に確認したりする。
- ⑤服装の乱れがないかどうかを観察する。
- ⑥声かけに対して、目を合わせて対応できるかなどに注意して会話する。
- ⑦けんかやふざけあいでも、「いじめ」になる可能性を常に考える。

(4) 仲間づくり

仲間づくりの活動を通して助け合える集団づくりを進める。

- ①構成的グループエンカウンターを意図的、計画的に実施する。
- ②グループづくりの活動を意図的に行い、仲間外れや孤立児童を把握し、適切な支援に当たる。
- ③遠足や校外学習などのグループづくりでは、事前に助け合えるグループを想定したり、アドバイスを与えておいたりする。
- ④友達のよい所を教え合ったり、紹介し合ったりして、セルフエスティームを推進する。
- ⑤行事に主体的に参加し、活躍できる場をつくる。
 - 児童が安心できる自己存在感や充実感が感じられる場を提供
 - 互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできる場を提供

(5) 個に応じた支援

発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的志向、性自認に係る児童、災害等により被災し避難している児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえ、特別支援教育コーディネーターや人権教育担当者を中心に、個に応じた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を、職員会議や学年会の際に確認する。

(6) 道徳的な実践力の向上

道徳の時間には、計画的に友達関係などの教材を扱い、学級生活の改善などに目を向けさせるようにする。

- ①人権尊重の教育を基盤として、友達関係や弱い立場の人への配慮ができるように考える場面を設定する。
- ②友達に何気なくかけた言葉、配慮を欠いた行為などを振り返り、よりよい生活への希望や改善がもてるようにする。
- ③道徳的な実践力を日常生活で発揮できるように、振り返ったり、奨励したりするようにする。

- ④道徳の時間に表現した作文に目を通したり、発表などを傾聴したりして、個別的、内面的な児童理解を図る。

(7) 集会活動の推進

「いじめゼロフォーラム」などの児童会活動を推進し、いじめを許さない雰囲気を醸成する。

- ①児童の思いを考慮し、全職員で「いじめゼロフォーラム」の実施計画を作成し、児童が主体的に運営できるように配慮する。
- ②いじめ解消に向けたスローガンを決定し、いじめゼロへの意識を高めるようにする。
- ③あいさつ運動や声かけ運動などの「ふれあいプラン」を推進する。
- ④学級ごとに、「いじめゼロスローガン」を発表し、校内に掲示して、いじめゼロの雰囲気を醸成する。
- ⑤12月10日の世界人権デーに因んで、動画教材の資料をもとに、人権問題やいじめ問題について話し合う場面を設ける。

(8) いつでも相談できる教育相談の充実

スクールカウンセラー派遣制度や校内教育相談体制を整備し、いつでも相談できる環境を整備する。

- ①茨城県スクールカウンセラー派遣事業を効果的に活用する。自校派遣日以外にも他校派遣校と連携を図り、相互に活用できるようにする。
- ②校内に「ニコニコポスト」を設置し、毎週定期的に教育相談を実施する。
- ③令和5年7月より、校内オンライン相談窓口を開設し、いつでも相談できる環境を整える。
- ④児童が困ったり、悩んだりしたとき、いつでも担任等が相談にのれる雰囲気づくりを行う。
- ⑤学年だより等を通して、いつでも相談できることを周知する。
- ⑥学校評価における保護者アンケートでは、生徒指導（教育相談）に関する内容を設定し、保護者の意見に耳を傾けるようにする。
- ⑦定期的に相談用紙を確認し、相談内容を把握し、早急な教育相談を実施する。担当者は、関係教師と連携し、相談者に寄り添った相談を実施する。

(9) 個別最適な学びと協働的な学びの一体化

生徒指導の三つの機能を生かした授業づくりをしていく。

- ・ 児童に自己存在感を与える
- ・ 共感的な人間関係を育成する
- ・ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

- ①児童一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努める。
※ スタディログ、観察、テスト、各種調査等。
- ②児童一人一人に対する、きめ細かで継続的で確かな児童理解に基づく個に応じた指導の充実に努める。
※ 個別学習、グループ別学習、習熟度に応じた学習、課題別学習等。
- ③教員間の協力による指導体制の確保、指導方法や指導体制の工夫改善を図る。
※ 少人数指導、ティームティーチング、ローテーション授業等。
- ④授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進する。
※ 自分の得意なところを発表し合う場、互いの考えに関心を抱き合う授業づくり等。

(10) 人権尊重の視点に立つ情報モラル教育の推進

人権感覚を磨き、情報モラルを身に付けるICT活用能力を育てる。

- ①児童のスマホやパソコン、通信ゲーム機器でのインターネット接続環境についての調査を、年間2回（9月と3月）に行う。
- ②インターネットの利点や課題を認識させ、人を傷つけないネットワーク活用を図る。
- ③メール、ブログなどのネットワーク機能を有効活用するための情報モラル教室などを実施する。
- ④学級で携帯電話の使い方について話し合う場を設け、情報モラルの醸成を図る。
- ⑤保護者会や親子ふれあい教室などで、情報モラルの現状を周知させ、家庭における情報モラル教育を推進する。

(11) いじめ防止のためのあいさつ運動・声かけ運動

水戸市ふれあいプランを推進し、学校・家庭・地域社会が一致協力していじめ防止の環境を整備する。

- ①あいさつ運動の年間計画を策定し、毎月、全学年参加によるあいさつ運動を実施する。
- ②保護者、住民の会や青少年育成会などの地域組織と連携し、あいさつ運動を展開する。
- ③児童の気になる変化等を把握した際には、発見者と生徒指導主事・担任が連携を密にし、事実確認に努めたり、教育相談を実施したりして、問題の早期発見・早期対応を図る。
- ④校外で、一人で遊んでいる児童や誰も遊ばない児童に対して、意図的に声をかけ、教育相談を実施する。

(12) 被害児童を守るための保護者・地域組織との連携

学校・家庭・地域が一致協力していじめられている児童を守る体制づくりを進める。

- ①日頃から、PTA、学校運営協議委員、民生委員・児童委員、青少年育成会、緑岡住民の会、防犯協会、警察などの関係機関との連携を密にとるようにする。
- ②いじめを発見、認知した際には、保護者との連絡を密に取り合い、空白の時間が生じないように配慮する。
- ③児童の安全や生命を脅かすような重大ないじめが発生した際には、警察などの関係機関に適切な情報提供を行い、対応を要請する。
- ④「水戸市ふれあいプラン（あいさつ運動）」の推進にあたり、毎月のあいさつ運動への参加を要請する。
- ⑤いじめられている児童について、スクールカウンセラーと連携し、心のケアに当たる。

(13) いじめへの理解を深め、適切に対応するための教職員研修

校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め、定期的な生徒指導に関する研修を実施し、いじめについての最新情報を共有して指導力の向上を図る。

- ①県から通知されている「いじめとは何か」「いじめの認知について」「知っていますか『いじめ防止対策推進法』」「みんなえがお」などの要項を、全職員で職員会議時に読み合わせする。
- ②年度当初に、生徒指導体制の確認を行い、問題行動が発生したとき、適切な援助指導ができるようにしておく。特に、指導援助の流れを確認し、組織的な早期対応ができるようにする。
- ③「生徒指導ハンドブック」「教員ハンドブック」などのいじめに関する資料、各種研修会の資料を活用し、校内研修を充実させる。
- ④専門的な視点から援助指導が得られるよう、学校支援訪問、生徒指導訪問を活用する。

- ⑤「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣）」「いじめ防止基本方針（校内）」に関する研修を行い、教職員のいじめに対する指導力の向上を図る。
- ⑥職員会議、学年会等で生徒指導に関する情報や対応策を共有するようにする。

(14) いじめへの迅速、組織的な対応

いじめを受けた児童を守るために報告・連絡・相談体制を効果的に活用する。

- ①前述の連絡指導体制（いじめを発見したら・兆候を認識したら）を踏まえた組織的、迅速な対応を図る。
- ②発見者・認知者は、いじめられている児童の安全を速やかに確保し、担任、生徒指導主事に連絡する。その際、いじめを受けた児童といじめを行った児童を引き離し、安全や心のケアを最優先する。
- ③生徒指導主事は、校長に報告するとともに、いじめ対策会議を招集し、役割分担を明確にし、迅速な対応ができるようにする。
- ④いじめを受けた児童及び周辺児童からの事情聴取やアンケート調査、学級担任からの事情聴取を迅速に実施し、正確な事実確認を行う。
- ⑤担任と学年主任は家庭訪問し、保護者へ状況の説明を行うとともに、今後の対応について誠意をもって説明する。
- ⑥重大事態については、管理職または生徒指導主事が総研に連絡を取り、状況や対応策を説明する。（ファックスと電話、来所による通報）報告については、必要に応じて口頭、文書で行う。
- ⑦被害児童に対して、必要に応じて自宅での避難措置を講じたり、加害児童に対して、市教委による出席停止措置を講じたりする。それぞれのケースで教員による家庭訪問を行い、心のケアを中心に支援に当たる。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する。
- ⑧犯罪に触れるいじめ行為については、警察等との連携を図るとともに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報する。
- ⑨1次的なサポートが達成できたら、いじめ対策会議を開催し、状況を確認しながら適切な対応を継続的に行う。

<重大事態への理解>

- (1)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」とは
 - ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合 など
- (2)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」とは
 - ①年間30日を目安にする。
 - ②一定期間、連続して欠席している場合
- (3)児童や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えた時でも、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

<重大事態への対応>

- (1)市教委（総研）に第1報を伝えるとともに、事実確認を行う。
- (2)市教委の指導を受け、速やかにいじめ問題対策会議を招集する。
- (3)（1）の事実把握のための調査を市教委・全職員の協力体制の下に実施する。
 - ①緊急保護者会を開催し、確かな事実の報告と発生した重大事態に類する問題行動の再発防止を呼びかける。

- ②弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家の協力を依頼し、再発防止対策を検討し、児童、保護者に対して明示する。
 - ③いじめられた児童への聞き取りが可能な場合は、心のケアを最優先しながら、複数による聞き取りを実施する。（重大事態が自殺の場合は、遺族の希望を十分に聴取しつつ、聞き取り調査等を行う。）
 - ④当該児童の交友関係や家族等への聞き取り調査やアンケート調査を可能な限り実施し、網羅的に事実関係を明らかにする。
- (4) 市教委の指導の下、いじめられた児童や家族の希望に配慮しつつ、マスコミ対策を実施する。重大事態の再発防止や当該事態に関わる児童や家族への配慮をマスコミ関係者に依頼する。
- (5) 自殺等の背景調査を家族の心情や希望に十分配慮しつつ実施し、報告書にまとめ市教委等に報告するとともに、家族や関係者に対して誠意ある説明や報告を行う。
- (6) いじめた児童に対し、懲戒、出席停止等の措置を講じるとともに、当該児童、周辺児童への継続的な心のケアを行う。
- (7) 背景調査に基づき、必要に応じて再調査を実施する。

(15) 「いじめの解消」についての理解の徹底

① 「いじめの解消」の定義を全教職員で共通理解をもつ。

加害児童に指導したり、加害児童が被害児童に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合に、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校長の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

② いじめ対策会議の設置

いじめの状況確認をいじめ対策会議で欠かさず行う。いじめ対策会議は、いじめの被害の重大性を鑑み、適宜計画開催する。「いじめの解消」の判断は、学校長のリーダーシップの下、複数の視点で協議した上で行い、関係機関に連絡する。

(16) 事実確認と迅速な対応

いじめの解消に向けた適切な指導のために、事実確認を確実に実施する。

- ①問題発生までの学級の状況や交友関係について、生徒指導主事は担任から聞き取りを行い、確実な記録をとる。
- ②いじめ対策会議で役割分担を行い、迅速に聞き取りを行い、報告書をまとめる。報告書には、聞き取った児童氏名、学年学級、実施日時、場所などを明記する。
- ③いじめられた児童からの聞き取りから把握した加害児童について、教師等が分担して聞き取りを実施する。
- ④観衆・傍観者と考えられる児童について、聞き取りとアンケート調査を実施して聞き取った内容を一覧表にまとめ、いじめ対策会議に報告するとともに、内容を突き合わせ確認する。
- ⑤聞き取った内容に矛盾点・疑問点がある場合は、随時聞き取りを継続する。
- ⑥いじめの発生・認知した学級に対し、校長は支援職員を指名し学校生活の支援に当たらせる。

- ⑦保護者に対する聞き取りを担当する職員は、複数で聞き取りを実施する。
- ⑧安全や生命の危険に及ぶような重大ないじめについては、警察との連携を図り正確な事実の確認を行う。

(17) 保護者、外部関係機関との連携

いじめに関わった加害・被害児童の保護者との連絡を確実にし、保護者への説明責任に答える。

- ①関係保護者に対しては、見通しを示して協力を得る。
- ②関係保護者に対しては、自主的に口頭や文書で情報提供を依頼する。問い合わせに対しては、曖昧な返答を避け、提供可能な確実な情報を提供するようにする。
- ③重大事態な場合は、保護者説明会を設定し、事実と異なる情報や風評による問題の拡大等を防ぐために、適切な説明責任を果たす。
- ④保護者説明会の開催に当たり、校内外の関係者で適切な役割分担を行い、会議の混乱を招かないように事前の打ち合わせを十分に行う。
- ⑤報道が伴う記者会見では、事実に基づく誠意ある対応ができるように、市教委との連携を密に図る。
- ⑥外部機関や報道機関に対する学校の窓口を一本化する。記者会見では、校長があたり、学校の誠実な対応が図れるようにする。
- ⑦外部への説明責任を果たす際、いじめ事案に関わる児童の人権に配慮したり、ネット上への個人情報の流出などがないようにしたりして、二次的な被害が生じないようにする。

(18) 個人情報の流出などを避けるための情報管理

いじめに関わる児童の個人情報の流出や風評を防止し、児童の人権を守る。

- ①保護者説明会の内容やいじめ事案に関わった保護者や児童に対し、適正な情報管理を依頼する。
- ②児童自らが携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などの通信媒体を所持し、使用している状況を考慮し、不適切な情報提供をしないように文書等で指導する。特に、いじめ事案に関わった児童の氏名や住所、写真などについてネット上に提供しないように指導する。
- ③学校は、ネット上の情報に留意し、不適切な情報について、プロバイダーなどの情報管理者に情報削除等の協力を依頼する。
- ④関係者への聞き取り・アンケート用紙などの情報は、校長の指示により生徒指導主事が適切に管理するものとする。

8 参考事項

- ・水戸市総合教育研究所 244-1331 (TEL相談 244-6730)
- ・水戸市子ども課 232-9111
- ・水戸教育事務所生徒指導相談室 221-5550
- 県央地区いじめ解消サポートセンター
「いじめなくそう！ネット目安箱」 <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/>
- ・水戸警察署「少年相談」 233-0110 (内線 264)
- ・千波交番 241-1529
- ・県警少年相談コーナー 301-0900
- ・県警サイバー犯罪相談窓口 301-8109
- ・茨城いのちの電話 255-1000
- ・水戸生涯学習センター(子育て相談) 225-7830
- ・中央児童相談所 221-4150